

紀美野町第 2 回定例会会議録

平成 2 7 年 6 月 9 日（火曜日）

○議事日程（第 1 号）

平成 2 7 年 6 月 9 日（火）午前 9 時 0 0 分開議

- | | |
|-------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 第 2 | 会期の決定について |
| 第 3 | 諸般の報告について |
| 第 4 | 議案第 5 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(紀美野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について) |
| 第 5 | 議案第 5 5 号 紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について |
| 第 6 | 議案第 5 6 号 紀美野町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第 5 7 号 紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について |
| 第 8 | 議案第 5 8 号 紀美野町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について |
| 第 9 | 議案第 5 9 号 平成 2 7 年度紀美野町一般会計補正予算（第 1 号）について |
| 第 1 0 | 議案第 6 0 号 平成 2 7 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 第 1 1 | 議案第 6 1 号 平成 2 7 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 第 1 2 | 議案第 6 2 号 平成 2 7 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 第 1 3 | 議案第 6 3 号 平成 2 7 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
-

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 3 まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	南 昭 和 君
2番	上 柏 皖 亮 君
3番	七良浴 光 君
4番	町 田 富枝子 君
5番	田 代 哲 郎 君
6番	西 口 優 君
7番	北 道 勝 彦 君
8番	向井中 洋 二 君
9番	伊 都 堅 仁 君
10番	美 野 勝 男 君
11番	美 濃 良 和 君
12番	小 棕 孝 一 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	牛 居 秀 行 君
企画管財課長	中 谷 嘉 夫 君
住 民 課 長	増 谷 守 哉 君
税 務 課 長	西 岡 秀 育 君

保健福祉課長	宮 阪	学 君
産 業 課 長	大 窪	茂 男 君
建 設 課 長	井 村	本 彦 君
総務学事課長兼 教 育 次 長	前 田	勇 人 君
生涯学習課長	岩 田	貞 二 君
会 計 管 理 者	西 切	博 充 君
水 道 課 長	田 中	克 治 君
まちづくり課長	西 岡	靖 倫 君
美 里 支 所 長	西	敏 明 君
国体推進課長	南	秀 秋 君
代表監査委員	向 江	信 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	大 東	淳 悟 君
書	記 中 谷	典 代 君

開 会

○議長（小椋孝一君） 規定の定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第2回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 9時32分）

○議長（小椋孝一君） これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（小椋孝一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、3番、七良浴光君、4番、町田富枝子君を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（小椋孝一君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長から審査結果の報告を願います。

議会運営委員長、美野勝男君。

（議会運営委員長 美野勝男君 登壇）

○議会運営委員長（美野勝男君） 去る6月4日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告いたします。

会期は、本日から23日までの15日間とし、再開日は16日、19日及び23日と決定しました。

議事日程につきましては、配付しております議事予定日程表のとおりであります。

次に、一般質問の通告は6月10日午後3時までといたします。

次に、総務文教常任委員会を6月11日午前9時30分から、産業建設常任委員会は6月12日午前9時30分から開催したいと思います。

次に、全員協議会を本日、本会議終了後に開催したいと思います。

次に、広報編集委員会を6月19日、本会議終了後、開催したいと思います。

なお、議事の進行上、日程を順次繰り延べる場合もありますので、よろしくお願いします。

以上で、報告を終わります。

（議会運営委員長 美野勝男君 降壇）

○議長（小椋孝一君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から６月２３日までの１５日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から６月２３日までの１５日間と決定いたしました。

◎日程第３ 諸般の報告について

○議長（小椋孝一君） 日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告について提出されております。お手元に配付しておりますので、御了解願います。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） 皆さん、おはようございます。

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、紀美野町議会第２回定例会を招集いたしましたところ、議員各位を初め関係者の皆様方におかれましては、大変御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに対し、心より厚くお礼申し上げます。

さて、６月に入り木々の緑もより一層色鮮やかな季節となりましたが、当町におきましては、まだまだ厳しい経済状況下にあると考えております。国の経済状況につきましては、緩やかな回復傾向であると聞いておりますが、その恩恵がまだまだ地方では実感できない状況でございます。

また、人口減少対策が深刻な課題となる中で、当町におきましても今月３日に策定本部を立ち上げ、紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に取り組んでいるところでございます。今後におきましては、全ての施策において、重要業績評価指数、ＫＰＩというんですが、これを取り入れ、より具体的に事業の成果をチェックし、評価をしてまいります。

また、国は、画一的手法や縦割りの支援ではなく、各地域の実態に合った施策を支援するとしており、これからは今までにも増して基礎自治体の能力がためされる時代となります。町民の皆様や議員各位の御協力のもと、地方創生に係るさらなる知恵と汗を出していかなければならないと考えております。

現在、紀美野町では、町民の皆様ので「まちづくりや地域おこし事業」が各所で活発に行われておりますが、本年3月29日には、雨山の郷プロジェクトの皆様のお力添えのもと、「茶屋雨山の郷」がオープンされ、新たな観光拠点、観光情報発信基地が創設されました。このように多くの皆様方に地域の活性化に大きく寄与していただいているところでございます。

国では、地方創生にさらなる力を入れていくとしており、県におきましても、本年4月7日に「和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略本部」を設置し、知事が本部長として県の長期ビジョンと総合戦略を策定して、昨日、記者発表されたところであります。このような流れの中で、行政と議会、そして地域住民が心一つになりまちづくりに取り組んでいくことが今後ますます求められていくものと考えているところでございますので、議員各位におかれましては、さらなるお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

さて、本年は、紀の国わかやま国体の年でございます。いよいよ開会まで残りあと109日となりました。紀美野町では、10月1日から5日にかけてホッケー競技が紀美野町スポーツ公園で開催されますが、全国各地から来られる多くの選手や監督、観客の皆様方に心のこもった「おもてなし」ができるよう、現在、国体推進課を中心として、昨年度開催されましたプレイベントの反省点を整理・修正しながら全職員が一丸となって準備作業に取り組んでいるところでございます。議員各位におかれましてはさらなるお力添え、御協力を賜りたく重ねてお願い申し上げます。

次に、報告事項といたしまして、先月5月23日に京都で毎年恒例となりました紀美野町産の生山椒の店頭販売を行ってまいりました。このイベントは、今が旬の山椒の消費拡大及び販売促進と町の情報発信の一環として町とJAながみね等が実施しており、ことしで8回目となりました。京都では生山椒を郷土料理に使用することが多く、全国有数の品質を誇る紀美野町直送の山椒のPRを行ってまいりました。当日は、地元新聞社も取材に訪れるなど、このイベントもすっかり定着してきたことを実感した次第でございます。

また、去る３月議会におきまして可決いただきました光ファイバーによる情報通信ネットワークの整備に係る事業につきましては、公募を行い選考した結果、ＮＴＴ西日本株式会社が本年度完成を目指し事業着手してくれる運びとなりましたので、あわせて御報告申し上げます。

さて、今期定例会に上程している案件は、議案第５４号から議案第６３号までの１０件であります。専決処分の承認を求める案件が１件、町条例の制定についての案件が１件、町条例の一部改正に係る案件が３件、平成２７年度紀美野町一般会計及び特別会計の補正予算に係る案件が５件であります。

なお、議案第５４号の国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきましては、去る５月１３日の臨時会において報告、御承認をいただいたところでございますが、報告漏れがあり、このたび再度の報告となりましたことをおわび申し上げます。今後におきましては、このようなことがないよう努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、一般会計補正予算関連につきましては、歳入歳出それぞれ８，５９８万円の増額補正となっております。主なものといたしまして、歳入につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として１０３万６，０００円の増額計上を初め、介護保険料の低所得者軽減に伴う国及び県の負担金合わせて３５６万１，０００円の増額計上、鳥獣害防止総合対策事業費補助金として１，２３９万１，０００円の増額計上となっております。

次に、歳出では、人事異動に伴う人件費等の補正を初め、国道３７０号の改良工事により立ち退きとなる第１２分団第１消防格納庫の新築に係る設計監理委託料及び工事費として合わせて２，６９７万２，０００円の計上、国体のホッケー競技の開会式場となる文化センターの整備工事費として４７０万円の計上、借地の返還に伴う福井町民運動場の構造物の撤去工事費として５１２万５，０００円を計上しております。

この後、担当課長より詳しく御説明を申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。御挨拶並びに行政報告とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（小椋孝一君）
ます。

次に、紀美野町土地開発公社の経営状況について報告願います。

企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇)

○企画管財課長(中谷嘉夫君) それでは、紀美野町土地開発公社の経営状況を報告させていただきます。

緑の背表紙の紀美野町土地開発公社経営状況を説明する書類の表紙をごらんください。

紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類について。

地方自治法第243条の3、第2項の規定により紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。

平成27年6月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

表紙より2枚めくっていただきます。1ページでございます。

平成26年度紀美野町土地開発公社事業報告書でございます。1、一般事項の(1) 理事会議決事項についての実績報告でございます。平成26年度では2回の理事会を開催してございます。5月22日の第1回の理事会では、平成25年度決算についての議決をいただきました。3月25日、第2回理事会では、平成27年度当初予算についての議決をいただいております。

次に(2)役員に関する事項でございます。まずア、役員の異動に関する事項につきましては、平成26年3月31日に5名の理事が辞任され、新たに4月1日に5名の理事が就任されました。それに加え、新たに平成26年12月31日に1名の理事が辞任されました。次のイ、役員名簿でございます。平成27年3月31日付での役員名簿を掲載してございます。理事長と筆頭理事を含む理事13名、監事2名の計15名の名簿でございます。

次に(3)行政官庁認可等に関する事項について、4月16日には理事の変更登記並びに法人代表者変更、法人印鑑変更届けを和歌山地方法務局に提出し、認可をいただきました。また6月10日の紀美野町議会第2回定例会において、平成25年度経営状況の報告をさせていただきました。1月15日には理事の変更登記を和歌山地方法務局に提出し、認可をいただきました。

2ページをお願いいたします。2、業務でございます。(1)の土地取得状況及び(2)の土地処分状況につきましては、土地の取得及び処分の実績はございませんでしたので、面積、取得原価ともゼロとなっております。

(3)の土地造成事業収益でございますが、実績はございませんでしたので、面積、

取得原価ともゼロとなっております。

次、(4)の土地保有状況でございます。公有地取得事業用地についてはゼロとなっております。特定土地等事業用地1,966.57平米、取得価格566万5,899円につきましては、野上中学校より南の貴志川沿いの下佐々字飛ノ瀬995-1に保有している用地でございます。福井檜山団地宅地造成用地2,060.86平米、7,310万1,453円は、福井字檜山1111-6番地ほか8筆でございます。以上を合わせまして4,027.43平米、7,876万7,352円でございます。

3ページをお願いします。損益計算書でございます。1の事業収益及び2、事業原価につきましては、実績がございませんでしたので、事業総利益につきましてはゼロとなります。

3、販売費及び一般管理費12万6,123円。この内訳につきましては、事務消耗品費等2万3,236円、福井檜山団地内の防犯灯5基の電気代1万4,147円、福井檜山団地除草作業委託に3万8,740円、それから法人町民税、均等割ですけれども、5万円でございます。

次に、4、事業外収益、(1)受取利息2,574円は、この内訳は、普通預金の利息1,324円と基本財産500万円の定期預金の利息1,250円でございます。

(2)雑収益はございません。

次に、5、事業外費用の(1)支払利息6,750円は長期借入金の利息でございます。(2)雑損失はございません。経常損失13万2,999円、当期純損失につきましては、事業総利益ゼロ円より経常損失13万2,999円を差し引いた13万2,999円でございます。

次、4ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。資産の部、1、流動資産として、(1)現金及び預金702万3,338円。(2)公有用地はございません。

(3)特定土地566万5,899円、完成土地7,310万1,453円、流動資産合計は8,579万6,900円でございます。2、固定資産はございませんので、資産合計8,579万6,900円でございます。

負債の部、1、流動負債につきましてはございません。2、固定負債の(1)長期借入金1,500万円、固定負債合計、負債合計同額の1,500万円でございます。

5ページをお願いします。資本の部、1、資本金、(1)基本財産500万円、これにつきましてはJAながみねにおいて定期預金として保有してございます。2、準備金

は（１）前年度繰入金 6,592 万 989 円です。（２）当期純損失 13 万 299 円、準備金合計 6,579 万 690 円です。資本合計は、資本金と準備金を足した 7,079 万 690 円、負債資本合計 8,579 万 690 円でございます。

続きまして、6 ページをお願いいたします。財産目録でございます。

資産の部の流動資産 8,579 万 690 円。この内訳は、普通預金 202 万 3,338 円、定期預金 500 万円、特定土地 1,966.57 平米の 566 万 5,899 円、完成土地 2,060.86 平米の 7,310 万 1,453 円でございます。固定資産はございません。資産合計 8,579 万 690 円でございます。

次に負債の部では、流動負債の短期借入金はございません。固定負債の長期借入金は 1,500 万円で、負債合計 1,500 万円、資産合計より負債合計を差し引いた差引純資産は 7,079 万 690 円でございます。

次の 7 ページはキャッシュ・フロー計算書となっております。内容につきましては、Ⅰ、事業活動によるキャッシュ・フロー、その他の業務支出はマイナス 12 万 6,123 円であり、小計がマイナス 12 万 6,123 円となります。利息の受取額が 2,574 円、利息の支払額が 6,750 円を差し引きまして、事業活動によるキャッシュ・フローはマイナス 13 万 299 円でございます。

Ⅲ、財務活動によるキャッシュ・フローの長期借入による収入が 1,500 万円、長期借入金の返済による支出がゼロですので、財務活動によるキャッシュ・フローは 1,500 万円となります。

Ⅳ、現金及び現金同等物増加額はマイナス 13 万 299 円でございます。

Ⅴ、現金及び現金同等物期首残高は 715 万 3,637 円でございます。

Ⅵ、現金及び現金同等物期末残高につきましては 702 万 3,338 円でございます。

次の 8 ページから 9 ページに附属明細表として費目別の明細表の一覧を掲載させていただいております。内容につきましては、さきの内容と同じとなりますので省略させていただきます。また、最後のページですけれども、平成 27 年 5 月 26 日に監事による監査を実施した決算監査意見書を添付させていただいております。

以上、簡単でございますが、平成 26 年度紀美野町土地開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

（企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇）

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前 10 時 05 分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10 時 10 分)

○議長（小椋孝一君） 次に、一般質問の通告は、6 月 10 日午後 3 時までに提出願います。

以上で諸般の報告を終わります。

先ほどの町長の行政報告の中にありました議案第 54 号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について）に関して、去る 5 月 13 日の臨時会に提出された議案に一部報告漏れがあったことによる、再度の報告とのことですが、これは地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 27 年 3 月 31 日付、町長において専決処分した条例第 23 号の内容と、同条第 3 項の規定により、平成 27 年 5 月 13 日に議案第 50 号として提出された、その専決処分の報告・承認を求める議案の条例第 23 号の内容が本来は同一のものであるべきところ、実際は一部が欠落した誤った条例内容の議案が提出されているという事態が起こり、その誤った条例内容の議案が同日承認された件であります。議会は、議決された議案はこれを取り消すことができないものであります。

その後、執行部から再度正しい内容で専決処分の報告・承認を求めたいとの連絡があり、お手元の議案第 54 号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について）として再度提案されています。

当然のことながら、議会に誤った議案を提出することは、事務手続上あってはならないことであります。過去においてもたびたび議案の訂正、差し替えがあり、議会や議案に対する認識の甘さがあるのではないかと思います。

そこで、町長並びに執行部の方々に申し上げます。

今後、議案提出の際には、いま一度内容をチェックして正しい議案を提出されますよう、また二度と今回のようなことのないようお願い申し上げます。

◎日程第 4 議案第 54 号 専決処分の承認を求めることについて

(紀美野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例につ

いて)

○議長（小椋孝一君） 日程第４、議案第５４号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について）を議題とします。

説明をお願いします。税務課長、西岡君。

（税務課長 西岡秀育君 登壇）

○税務課長（西岡秀育君） 今回の議案第５４号の上程に際しましては、議会運営上及び議員各位に多大なる御迷惑をおかけいたしましたことを心よりおわび申し上げます。

それでは、専決処分の説明をさせていただきます。

議案書の１ページをお開きください。

議案第５４号、専決処分の承認を求めることについて。

紀美野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第１７９条第１項の規定により次のとおり専決処分をしたので、これを報告し、承認を求める。

平成２７年６月９日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

第１回紀美野町議会臨時会において議案第５０号として報告し、承認された専決処分の承認を求めることについて、下記の改正文を追加し、地方自治法第１７９条第３項の規定により再度報告し、承認を求める。

記

第５条の２第２号中「９,０００円」を「１０,０００円」に改め、同条第３号中「１３,５００円」を「１５,０００円」に改める。

同条の２第２号につきましては、特定世帯の平等割、同条第２第３号につきましては、特定継続世帯の平等割を改定するものでございます。

専決処分書。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、紀美野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成２７年３月３１日 紀美野町長 寺本光嘉

理由。

平成２７年３月３１日において地方税法等の一部を改正する法律が公布され、平成２

7年4月1日から施行されること等に伴い、紀美野町国民健康保険税条例等の一部を改正する必要が生じたためでございます。

3ページをお開きください。

紀美野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例。平成27年3月31日。条例第23号。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書き中につきましては「51万円」を「52万円」、この分につきましては、基礎課税限度額の改めでございます。同条第3項ただし書き中、後期高齢者支援金と課税限度額につきましては「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書き中、介護納付金課税限度額につきましては「14万円」を「16万円」に改めるものです。

第5条の2第2号中、特定世帯につきましては「9,000円」を「10,000円」に改め、同条第3号中、特定継続世帯につきましては「13,500円」を「1,5000円」に改めるものでございます。これにつきましては、国民健康保険法施行令に定める軽減措置に定められたものでございます。

第23条、国民健康保険税の減額につきましては、第2条第2項、第3項に伴うものでございます。第23条第2号につきましては、5割軽減の加算額を「24万5,000円」を「26万円」に、同条第3号につきましては、2割軽減の加算額を「45万円」を「47万円」に改めるものでございます。

附則。

(施行期日)

第1条、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第2条、改正後の紀美野町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例によるものでございます。

第3条につきましては、平成29年1月1日から施行し、ただし、附則第15項の改正規定（「配当所」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は平成28年1月1日から施行するものでございます。

今後、このような事態が二度と起こらないよう細心の注意と再確認を行ってまいります。何とぞ御理解を賜りまして御承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

改めて心よりおわびを申し上げます。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

◎日程第5 議案第55号 紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定
について

○議長（小椋孝一君） 日程第5、議案第55号、紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について議題とします。

説明を願います。企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇)

○企画管財課長（中谷嘉夫君） それでは、議案書の4ページをお開きください。

議案第55号、紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について。

紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例を次のとおり制定したいので、
地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年6月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

まち・ひと・しごと創生法の施行に伴い、策定等に関する事項を審議する組織を設置
するため、紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定を行うものであ
る。

次のページをお願いします。

紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例につきましては、平成26年1
月28日に公布、施行されたまち・ひと・しごと創生法第10条第1項で市町村にお
いて区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画
策定の努力義務が課せられているため、紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議
会条例の制定を行うものでございます。

内容を簡単に説明させていただきます。

第1条につきましては、設置について定めています。

第2条につきましては、定義について定めております。

第3条、所掌事務について、審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について
調査審議し、町長に答申する。（1）総合戦略の策定に関すること。（2）総合戦略の
検証に関すること。（3）その他総合戦略に関し町長が必要と認める事項。

第4条、組織、審議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから

町長が委嘱する。（１）学識経験のある者、（２）関係機関及び団体の職員、（３）その他町長が適当と認める者。

第５条につきましては、任期について定めています。

第６条は、会長及び副会長について定めております。

第７条は、会議について定めております。

第８条につきましては、委任について定めております。

附則。

（施行期日）

第１項、この条例は、公布の日から施行する。

第２項、この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第５条第１項の規定にかかわらず、平成２８年３月３１日までとする。

第４項ですけれども、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

別表、長期総合計画審議会委員（総合計画審議会委員）の項の次に次のように加える。
まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員、日額６，０００円。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

（企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇）

◎日程第６ 議案第５６号 紀美野町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について

◎日程第７ 議案第５７号 紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について

◎日程第８ 議案第５８号 紀美野町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第６、議案第５６号、紀美野町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について、日程第７、議案第５７号、紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について及び日程第８、議案第５８号、紀美野町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について一括議題とします。

説明をお願いします。住民課長、増谷君。

（住民課長 増谷守哉君 登壇）

○住民課長（増谷守哉君） それでは、議案書の７ページをお開きいただきたいと

思います。

議案第５６号、紀美野町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について。

紀美野町子ども医療費支給条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２７年６月９日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

和歌山県乳幼児医療費県費補助金交付要綱の改正に伴い、紀美野町子ども医療費支給条例の改正を行うものである。

次のページをごらんいただきたいと思います。

紀美野町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例。

紀美野町子ども医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第２条第４項を次のように改める。

第４項、この条例において保険給付とは、医療保険各法の規定する療養の給付、療養費、訪問看護療養費、家庭療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費及び保険外併用療養費をいう。

附則といたしまして、この条例は平成２７年８月１日から施行する。

当条例は、町内の中学校卒業までの子供を対象として、保険診療の自己負担分を全額町が助成する制度に係る条例でございます。

それでは、今回の改正の内容について御説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、国の社会保障税・一体改革において在宅医療の充実のための制度改革が進められてございます。これを背景といたしまして、和歌山県の乳幼児医療費県費補助金交付要綱において助成対象となる一部負担金についての要綱の改正が行われました。

この改正では、一部負担金について現行の療養の給付及び四つの療養費に新たに訪問看護療養費と家族訪問看護療養費の２つの療養費を加え、平成２７年８月１日から施行する改正となっております。このため、町の関連条例でございます紀美野町子ども医療費支給条例につきまして県に準じた改正を行うものでございます。

別冊の新旧対照表の６ページをごらんいただきたいと思います。

改正内容につきましては、その６ページの右枠に掲載しておりますとおりでございます。第２条第４項において、現行の療養の給付及び４つの療養費に新たに訪問看護療養

費、それと家族訪問看護療養費の２つの療養費を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成２７年８月１日から施行するものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第５６号、紀美野町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

続きまして、９ページをごらんいただきたいと思います。

議案第５７号、紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について。
紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２７年６月９日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

和歌山県ひとり親家庭医療費県費補助金交付要綱の改正に伴い、紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例。

紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を次のように改正する。

第５条第１項を次のように改める。

助成金の額は、第３条に規定する対象者の疾病又は負傷について医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、訪問看護療養費、家庭療養費、家庭訪問看護療養費、特別療養費及び保険外併用療養費に係る費用の額のうち、対象者が負担する費用の額とする。

第５条第３項を削る。

附則といたしまして、この条例は、平成２７年８月１日から施行する。

当条例につきましては、町内の母子家庭・父子家庭当の親と児童を対象に保険診療の自己負担分を全額町が助成する制度に係る条例でございます。この改正につきましても、先ほどの紀美野町子ども医療費支給条例と同じ背景・趣旨に基づくものでございます。

それでは、改正の内容について御説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、先ほども申しましたとおり、国の社会保障・税一体改革を背景として、県においてひとり親家庭医療費県費補助金交付要綱の助成対象となる一部負担金について新たに訪問看護療養費と家族訪問看護療養費の２つを加え、平成２７年８月１日から施行する改正が行われてございます。このため、町の関連条例であ

る紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例につきまして県の改正に準じた改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表の 7 ページの右枠に掲載してございますとおり、助成金の額の規定となる第 5 条第 1 項において、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費の 2 つの療養費を加える改正を行うものでございます。

また、第 5 条第 3 項では、改正前、第 1 項の医療費に要する費用の額用の語が改正によりまして条文から除かれたため、この第 3 項を削除するものでございます。

附則として、この条例は、平成 27 年 8 月 1 日から施行するということでございます。

以上、議案第 57 号、紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の 11 ページをお願いいたします。

紀美野町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について。

紀美野町重度心身障害者医療費助成条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 6 月 9 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

和歌山県重度心身障害児（者）医療費補助金交付要綱の改正に伴い、紀美野町重度心身障害者医療費助成条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

紀美野町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例。

紀美野町重度心身障害者医療費助成条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

助成金の額は、対象者の疾病又は負傷等について国民健康保険法又は医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費及び保険外併用療養費に係る費用の額のうち、対象者が負担する医療の額とする。

第 4 条第 3 項を削る。

附則といたしまして、この条例は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この条例につきましては、町内の一定の障害程度のある方を対象に保険診療の自己負担分の医療費を全額町が助成をする制度に係る条例でございます。

この改正につきましても、先ほどの２つの改正と同じ背景、それから趣旨に基づくものでございます。

それでは、説明をさせていただきます。

今回の条例の改正につきましては、さきに和歌山県重度心身障害児（者）医療費補助金交付要綱の改正が行われ、医療費に関する給付の対象に訪問看護療養費と家族訪問看護療養費の２つの療養費を加えた改正が行われ、平成２７年８月１日から施行するとなっております。このため、町の関連条例である紀美野町重度心身障害者医療費助成条例につきましては、県の改正に準じ改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表の８ページの右枠に掲載しておりますとおり、第４条第１項において医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用、これにかわりまして療養の給付、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費及び保険外併用療養費に係る費用という条文に改正を行うものでございます。

また、４条の第３項では、第１項の療養に要する費用の額という用語が今回の改正で条文から除かれたということから第３項を削除するものでございます。

附則として、この条例は、平成２７年８月１日から施行する。

以上、議案第５８号、紀美野町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

（住民課長 増谷守哉君 降壇）

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前１０時３８分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時５５分）

◎日程第９ 議案第５９号 平成２７年度紀美野町一般会計補正予算（第１号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第９、議案第５９号、平成２７年度紀美野町一般会計補正予算（第１号）について議題とします。

説明をお願いします。総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長(牛居秀行君) それでは、議案書の14ページをお開きください。

議案第59号、平成27年度紀美野町一般会計補正予算(第1号)。

平成27年度紀美野町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,598万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億6,798万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第2表「歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成27年6月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

議案書の21ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

12款分担金及び負担金、1項1目農林水産業費分担金で39万円の増額補正でございます。小規模土地改良事業の受益者分担金でございます。

次に、2目土木費分担金で25万円の増額補正でございます。内容といたしましては、県営事業の小規模がけ崩れ対策事業の受益者分担金でございます。

次に、13款使用料及び手数料、2項2目衛生手数料で40万7,000円の増額補正でございます。一般廃棄物の収集手数料の補正でございます。

次に、14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金で103万6,000円の増額補正でございます。この補正につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の本年度内示額の確定による補正でございます。

次に、2目民生費国庫補助金で237万4,000円の増額補正でございます。国の低所得者介護保険料軽減負担金でございます。

次に、15款県支出金、1項1目民生費県負担金で118万7,000円の増額補正でございます。県の低所得者介護保険料軽減負担金でございます。

次に、15款県支出金、2項1目総務費県補助金で79万8,000円の増額補正でございます。内訳につきましては、県の住宅耐震化促進事業費補助金として26万6,000円と消費者問題カレンダー作成費用にかかります消費者行政活性化事業交付金5

3万2,000円でございます。

次に、2目民生費県補助金で78万円の増額補正でございます。放課後児童健全育成事業の補助金でございます。

次のページでございます。4目農林水産業費県補助金で1,336万6,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、小規模土地改良事業費補助金で78万円、鳥獣害防止総合対策事業費補助金で1,239万1,000円、過疎集落再生活活性化支援事業補助金で16万5,000円となっております。

次に、18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金で3,724万8,000円の増額補正でございます。

次に、20款諸収入、4項1目雑入で107万4,000円の増額補正でございます。内訳につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

次に、21款町債、1項4目農林水産業債で130万円の増額補正でございます。これにつきましては小規模土地改良事業費の財源の一部とするものでございます。

次に、7目消防債で2,580万円の増額補正でございます。これにつきましては上神野の第12分団の消防格納庫の建築費の財源とするものでございます。

以上、歳入の説明といたします。

続きまして、23ページ、歳出でございます。

歳出では、それぞれの科目におきまして人件費関連の補正が計上されておりますが、人件費関連の補正につきましては、4月の人事異動によるものでございますので詳しい説明は省略させていただきたいと存じます。

それでは、歳出の説明をさせていただきます。

2款総務費、1項1目一般管理費で1,613万3,000円の減額補正でございます。内訳といたしましては、人件費関係で2節、3節、4節合わせまして1,882万5,000円の減額、7節賃金で216万円の増額、11節需用費で53万2,000円の増額、この増額につきましては消費者問題啓発カレンダーの作成費用でございます。

次に、4目財産管理費で91万8,000円の増額補正でございます。内訳につきましては、13節委託料で43万2,000円の増額、これにつきましては公共施設の管理計画に伴います電算システムの設定委託料でございます。

14節使用料及び賃借料で48万6,000円の増額、これにつきましては固定資産台帳システムのソフト等の使用料でございます。

次に、5目企画費で359万6,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、1節報酬で36万円の増額、これにつきましては地方版の総合戦略の策定に伴います審議会委員の報酬でございます。

また、2節給料から4節共済費までの人件費関係の補正につきましては、4月の人事異動に伴います補正となっております。

次に、6目電子計算費では、財源内訳の変更となっております。

次のページ、7目支所及び出張所費で874万4,000円の増額補正でございます。4月の人事異動に伴います人件費の補正でございます。

次に、12目防災諸費で51万6,000円の増額補正でございます。内訳といたしまして、3節職員手当等で20万8,000円の増額、4節共済費で4万2,000円の増額、19節負担金補助及び交付金で住宅耐震改修事業補助金として26万6,000円の増額計上となっております。

次に、2款総務費、2項1目税務総務費で269万円の増額補正でございます。人事異動に伴います人件費関係の補正となっております。

次のページをお開きください。2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費で40万4,000円の増額補正でございます。これにつきましても人事異動に伴います人件費関係の補正となっております。

次に、3款民生費、1項1目社会福祉総務費で467万1,000円の増額補正でございますが、これにつきましても4月の人事異動に伴います人件費関係の補正となっております。

次に、3目老人福祉費で157万円の増額補正でございます。給与、職員手当等の補正でございます。

次のページ、26ページをお願いいたします。

12目介護保険事業費で475万円の増額補正でございます。この補正につきましては、低所得者介護保険料軽減制度に伴います介護保険事業特別会計への繰出金でございます。

次に、3款民生費、2項1目児童福祉総務費で340万7,000円の減額補正でございます。人事異動に伴います人件費関係の補正となっております。

次に、4目保育所費で73万2,000円の増額補正でございますが、人事異動に伴います人件費のみの補正となっております。

次のページ、6目学童保育費で120万2,000円の増額補正でございます。この補正につきましては、学童保育指導員の増員に伴う賃金の補正と放課後健全育成事業補助金の過年度返還金でございます。

次に、4款衛生費、1項4目環境衛生費で788万2,000円の増額補正でございますが、これにつきましては美里簡易水道事業及び野上簡易水道事業の特別会計への繰出金の増額による補正でございます。

次に、4款衛生費、2項1目清掃総務費で1,765万6,000円の減額補正でございます。紀の海広域施設組合負担金の減額補正でございます。

次に、2目塵芥処理費で2,297万1,000円の増額補正でございます。内訳につきましては、11節需用費で100万円の増額、13節委託料で2,180万4,000円の増額、19節負担金補助及び交付金で16万7,000円の増額補正となっております。

次に、28ページ、5款農林水産業費、1項2目農業総務費で838万2,000円の減額補正でございますが、人件費関係の補正のみで4月の人事異動に伴うものでございます。

次に、3目農業振興費で1,323万2,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、11節報酬で41万円の増額、これにつきましては鳥獣被害対策実施隊員の増員によるものでございます。

13節委託料で11万1,000円の増額、16節原材料費で1,239万1,000円の増額、18節備品購入費で32万円の増額、この増額につきましては、施設用備品としてみそづくりのための器具等の購入に要する費用でございます。

次に、4目耕地総務費で147万9,000円の減額補正及び6目地籍調査事業費で524万2,000円の増額補正となっておりますが、それぞれ人事異動に伴います人件費の補正となっております。

次に、29ページでございます。

8目小規模土地改良事業費で260万2,000円の増額補正でございます。

15節工事請負費の増額補正となっております。

次に、5款農林水産業費、2項1目林業総務費で1,592万8,000円の減額補正でございます。人件費関係の補正となっております。

5款農林水産業費、4項1目山村振興総務費で2,886万3,000円の増額補正で

ございます。人件費関係の補正と、次のページ、19節負担金補助及び交付金で長谷毛原寄合会への補助金16万5,000円の計上となっております。

次に、7款土木費、1項1目土木総務費で214万6,000円の減額補正でございます。人事異動に伴います人件費関係の補正でございます。

次のページ、31ページでございます。

7款土木費、2項2目道路橋りょう新設改良費で269万1,000円の増額補正でございますが、これにつきましても人事異動に伴います人件費の増額補正となっております。

次に、7款土木費、3項1目住宅管理費で110万4,000円の増額補正でございます。町営住宅の修繕料となっております。

次に、7款4項1目公園費で12万円の増額補正でございます。

12節役務費で清掃手数料の増額補正となっております。これにつきましてはくすのき公園のトイレの清掃回数の増による増額補正となっております。

7款土木費、5項1目建設残土処理費で177万8,000円の減額補正でございますが、人事異動に伴います人件費のみの補正となっております。

次のページ、8款消防費、1項1目常備消防費で99万5,000円の増額補正でございます。職員手当等の補正でございます。

次に、2目非常備消防費で2,697万2,000円の増額補正でございます。これにつきましては第12分団第1部消防格納庫の新築に係る設計監理委託料と建築工事費でございます。

次に、9款教育費、1項2目事務局費で863万3,000円の増額補正でございますが、人件費の増額補正でございます。

次のページでございます。9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費で5万7,000円の増額補正でございます。人件費の補正となっております。

次に、9款教育費、4項1目社会教育総務費で97万8,000円の減額補正でございますが、人件費関係の補正でございます。

次のページ、4目人権教育費で28万7,000円の増額補正でございます。これにつきましても人件費の補正となっております。

次に、7目みさと天文台管理運営費で779万円の減額補正でございます。これにつきましても人件費の補正となっております。

次に、９目文化センター管理運営費で５９０万７,０００円の増額補正でございます。補正の内容といたしましては、１１節需用費で６１万３,０００円の増額、これにつきましては文化センターの地格継電器の経年劣化に伴います修繕料でございます。

１２節役務費で６４万８,０００円の増額、浄化槽の清掃手数料でございます。

１３節委託料で５万４,０００円の減額、１５節工事請負費で文化センターのカーテンの取りかえ工事及び周辺整備工事に要する費用といたしまして４７０万円の計上をしてございます。

次のページ、３５ページでございます。

９款教育費、５項１目保健体育総務費で８１万９,０００円の減額補正でございますが、人事異動に伴います人件費の補正となっております。

次に、２目体育施設管理運営費で５１２万５,０００円の増額補正でございます。補正の内容といたしましては、１５節工事請負費で５１２万５,０００円の増額計上でございます。これにつきましては借地の返却に伴います構造物の撤去工事費となっております。

以上、歳出の説明といたします。

次のページの平成２６年度の繰越明許費繰越計算書につきましては、御高覧賜りたいと存じます。

次に、予算書の１８ページにお戻りください。

第２表地方債補正でございます。一般単独事業債で限度額を２,７１０万円増額の５億２,０３０万円に変更するものでございます。

なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上、簡単でございますが、議案第５９号、平成２７年度紀美野町一般会計補正予算（第１号）の説明とさせていただきます。

（総務課長 牛居秀行君 降壇）

◎日程第１０ 議案第６０号 平成２７年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第１０、議案第６０号、平成２７年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について議題とします。

説明を願います。住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長（増谷守哉君） それでは、３８ページをごらんいただきたいと思います。
す。

議案第６０号、平成２７年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
でございます。

平成２７年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定め
るところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６１２万４、０００円を追加し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７億９、９８２万円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成２７年６月９日提出 紀美野町長 寺本光嘉
予算書の４３ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございます。

３款国庫支出金、１項国庫負担金、２目高額医療費共同事業負担金１２４１万４、０
００円の増額でございます。これは紀美野町の標準高額医療共同事業拠出金の４分の１
の金額を国から町に負担金として支払われるもので、平成２７年度の負担金の額が決定
したことに伴う補正でございます。

次の２項国庫補助金、１目財政調整交付金１２６万５、０００円の増額でございます。
これにつきましてはこの後歳出で御説明をさせていただきます特定健康診査等事業費の
財源として国から町にその全額を特別調整交付金として交付されるものでございます。

次、６款県支出金、１項県負担金、１目高額医療費共同事業負担金１２１万４、０
００円の増額でございます。これにつきましては、先ほど国の高額医療費共同事業負担金
と同じ制度内容に基づく県の負担金でございまして、紀美野町の標準高額医療費共同事
業拠出金の４分の１の金額を県から町に負担金として支払われるものでございます。平
成２７年度の負担金の額が決定したことに伴う増額補正となっております。

次、７款共同事業交付金、１項１目共同事業交付金２４３万１、０００円の増額でご
ざいます。これにつきましては１０万円以上のレセプトが対象となる高額な医療費が発
生した場合に国保連合会から町へ交付金を交付されるもので、平成２７年度の交付金の

見込額が確定したことに伴う増額補正となっております。

次、44ページをお願いします。

歳出でございます。

7款共同事業拠出金、1項1目19節の高額医療共同事業拠出金485万9,000円の増額補正となっております。これにつきましては高額医療費等に応じた拠出金額を町より国保連合会へ拠出するもので、平成27年度の拠出金の額が確定したことにより増額補正となっております。

次、8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、補正額126万5,000円の増額でございます。

まず、この補正に係る事業の概略から御説明をさせていただきます。

町では、平成20年度から生活習慣病の予防や重症化の防止、また将来的な医療費の抑制を目的として40歳以上、74歳以下の紀美野町国保加入者を対象として特定健康診査を実施しています。また、平成24年度からこの特定健康診査の受診率を向上させるために対策事業を行っているところでございますが、本年度におきましても引き続きこの対策事業を行っていきたいため、当事業に必要な補正予算を上程させていただくものでございます。

事業の内容につきましては、特定健診の未受診者、また受診者へ電話へ訪問に伴う啓発パンフレット等の送付等により積極的に診査を受けていただけるような勧奨を行うものであります。

予算の内容といたしましては、7節の賃金で臨時雇用の賃金66万5,000円、当事業に従事する保健師の賃金延べ70日分の賃金を計上させていただいております。

次、11節燃料費として8,000円、これにつきましては当事業で使用する公用車の燃料でございます。

12節役務費で郵便料18万5,000円につきましては、未受診者対策のためのパンフレットの送付、受診以降確認書の送付の郵送料でございます。

13節委託料で受診勧奨案内等企画作成業務委託料40万7,000円、これにつきましてはパンフレットの企画及び作成、また送付事務に係る業務を印刷会社等へ発注するための委託料でございます。

以上、簡単でございますが、平成27年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

◎日程第11 議案第61号 平成27年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について

○議長(小椋孝一君) 日程第11、議案第61号、平成27年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長(宮阪 学君) それでは、46ページをお開きください。

議案第61号、平成27年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。

平成27年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,150万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年6月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉
続きまして、50ページをお開きください。

2、歳入、1款介護保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料補正額マイナス475万円の減でございます。1節現年度分マイナス475万円。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、5目低所得者保険料軽減繰入金補正額475万円の増でございます。1節低所得者介護保険料軽減繰入金475万円。

今回の補正につきましては、過日の臨時会でお認めいただいた低所得者の第1号保険料の軽減を行うため、第1段階に対する割合を0.5から0.45に改めていただいた0.05分の軽減分で、年額4,116円掛ける1,154名分でございます。

なお、国庫費2分の1、県費4分の1を一般会計で受け入れ、町費4分の1を加え介護特会に繰り入れされるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明といたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

◎日程第12 議案第62号 平成27年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算

(第1号)について

◎日程第13 議案第63号 平成27年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算
(第1号)について

○議長(小椋孝一君) 日程第12、議案第62号 平成27年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について及び日程第13、議案第63号、平成27年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について一括議題とします。

説明をお願いします。水道課長、田中君。

(水道課長 田中克治君 登壇)

○水道課長(田中克治君) それでは、議案書の52ページをお開きください。

議案第62号、平成27年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
平成27年度紀美野町の野上簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ750万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,013万5,000円とする。

2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年6月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、補正内容について御説明いたします。

恐れ入りますが、57ページをお願いします。

歳入でございます。

3款繰入金、1目一般会計繰入金750万8,000円の計上です。人事異動に伴う職員の給料、職員手当等共済費の変動による増額分726万8,000円、書類棚24万円の計750万8,000円を補正でお願いするものでございます。補正後の額は1,478万5,000円となります。

次に、58ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款衛生費、1項簡易水道費、1目一般管理費、2節の給料384万円、3節職員手当等226万7,000円、4節共済費116万1,000円でございます。18節備品

購入費 24 万円の計 750 万 8,000 円の計上です。

以上、簡単でございますが、御説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の 60 ページをお開き願います。

議案第 63 号、平成 27 年度紀美野町美里簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）。

平成 27 年度紀美野町の美里簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 504 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,181 万 8,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出補正」による。

平成 27 年 6 月 9 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、補正内容について御説明いたします。

65 ページをお開きください。

歳入でございます。

3 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金 37 万 4,000 円の計上です。国道 370 号線改修に伴う配水管移設工事の補償対象外分でございます。

4 款諸収入、1 項諸収入、1 目雑入 467 万 3,000 円の計上です。補正後の額は 708 万 2,000 円となります。国道 370 号改修に伴う配水管移設工事の県費補償費でございます。

続きまして、66 ページをお願いします。

歳出でございます。

1 款衛生費、1 項簡易水道費、2 目作業費 504 万 6,000 円の計上です。補正後の額は 1,671 万 7,000 円となります。国道 370 号改修に伴う配水管移設工事、大角地内でございます。

以上、簡単でございますが、御説明とさせていただきます。

（水道課長 田中克治君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

散 会

○議長（小椋孝一君） 本日はこれで散会します。

(午前 1 1 時 3 2 分)